

全国がん登録に係る新潟県がん情報提供事務処理要領

第1 目的

全国がん登録に係る新潟県がん情報提供事務処理要領（以下「本要領」という。）は、「全国がん登録 情報の提供マニュアル」（厚生労働省、国立研究開発法人国立がん研究センター。以下「提供マニュアル」という。）に基づいて新潟県が行う、都道府県がん情報及び匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に関する事務処理を明確化し、事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

第2 用語の定義

この要領において使用する用語は、法及び提供マニュアルにおいて使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

1 法、政令、省令

「法」とは、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法第 111 号）をいい、「政令」とは、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 323 号）をいい、「省令」とは、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 137 号）をいう。

2 全国がん登録情報（法第 2 条第 7 項）

「全国がん登録情報」とは、全国がん登録 DB に記録された登録情報（法第 5 条第 1 項）のうち匿名化が行われていないものをいう。法第 17 条第 1 項及び第 21 条第 1 項から第 3 項までの規定により提供される情報を含む。

3 都道府県がん情報（法第 2 条第 8 項）

本要領における「都道府県がん情報」とは、全国がん登録情報のうち、新潟県が初回の診断が行われた都道府県として記録されたがんに係る情報及び新潟県の区域内の病院又は指定された診療所（以下「病院等」という。）から届け出られたがんに係る情報をいう。法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 21 条 8 項の規定により提供される情報を含む。

4 匿名化（法第 2 条第 9 項）

「匿名化」とは、がんに罹患した者に関する情報を当該がん罹患した者の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工することをいう。

5 特定匿名化情報（法第 2 条第 10 項）

「特定匿名化情報」とは、全国がん登録 DB において政令で定める期間（100 年）を経過した後に匿名化が行われる全国がん登録情報（法第 15 条第 1 項）と、提供の頻度が高いと見込まれる情報として、あらかじめ匿名化が行われ、全国がん登録 DB に記録された情報（法第 21 条第 5 項及び第 6 項）をいう。

6 全国がん登録情報等

「全国がん登録情報等」とは、全国がん登録情報及びその匿名化が行われた情報並びに都道府県がん情報及びその匿名化が行われた情報の総称をいう。なお、「匿名化が行われた情報」には、特定匿名化情報だけではなく、特定匿名化情報として全国がん登録 DB に記録されていないものの、提供依頼申出者から提供を求められたため、匿名化を行い提供する情報も含まれる。

7 登録情報等（法第 5 条第 1 項及び第 2 項）

「登録情報等」とは、登録情報（法第 5 条第 1 項及び第 2 項）及び特定匿名化情報をいう。

8 中間生成物、成果物

「中間生成物」とは、調査研究の過程で利用者が提供された個別の情報を集計し、まとめた値や図表であって、窓口組織による公表確認前のものをいい、「成果物」とは、中間生成物のうち、提供者による公表前確認で承認を得て、公表可能になったものをいう。

9 提供者

「提供者」とは、情報を提供する者（都道府県）をいう。

10 提供依頼申出者

「提供依頼申出者」とは、情報の提供を求める者（法第 18 条から第 21 条までの規定に基づき情報の提供を受けようとする者のうち、情報の提供を行う者に対して申出を行う者）をいう。

11 利用者・利用責任者・統括利用責任者

「利用者」とは、情報の提供を受け、これらを利用する者をいう。利用者のうち、各利用場所において当該情報の取扱いを統括し、情報の安全管理の責任を担うものを「利用責任者」という。さらに、これらの利用責任者を統括し、調査研究全体の安全管理の責任を担うものを「統括利用責任者」という。

12 病院等

「病院等」とは、法の規定に基づき全国がん登録情報を届け出た病院又は新潟県知事（以下「知事」という。）に指定された診療所をいう。

13 利用場所

「利用場所」とは、情報の提供を受け、集計、分析、保管等を行う物理的スペースをいう。

14 窓口組織

「窓口組織」とは、提供依頼申出者に対する一元的窓口機能を果たし、かつ、申請を取りまとめた上で、それぞれの情報について知事が行った提供の決定に基づき、情報の提供を行う調整機能を果たす組織をいう。

15 審議会

「審議会」とは、知事が意見を聴く「新潟県がん登録審議会」（平成 28 年 2 月

19 日新潟県福祉保健部健康対策課設置。以下「審議会」という。)をいう。

16 情報を取り扱う PC 等

「情報を取り扱う PC 等」とは、利用者において、情報を含むデータを入力・処理するシステムをいう。サーバ、クライアント PC、プリンタ、スキャナ、アプリケーションを含む。

17 定義情報等

「定義情報等」とは、情報がどのような内容であるか示すものをいう。例えば、データレイアウト様式、符号表等の提供を受けた情報等と結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報、電子計算機処理に必要な情報のことをいう。

第3 運用体制等

1 新潟県病院局が、がん予防総合センター内に設置する新潟県がん登録室（以下「がん登録室」という。）及び新潟県福祉保健部健康づくり支援課（以下「健康づくり支援課」という。）は、情報の提供依頼申出者に対する窓口組織として、以下に掲げる窓口業務を分担して行うものとする。

- (1) 情報及び定義情報等の保管、整備（様式第1号の整備）
- (2) 事前相談への対応
- (3) 提供依頼申出者からの申出文書の受付
- (4) 新潟県がん登録審議会に係る庶務
- (5) 審査結果の通知
- (6) 情報及び定義情報等の提供
- (7) 調査研究結果の公表前の確認
- (8) 情報の利用期間終了後の処置の確認
- (9) 利用者による利用実績の報告に係る事務
- (10) 提供状況の厚生労働大臣への報告

2 窓口組織は、本要領及び本要領に基づき作成される別添並びに様式に基づき、情報の提供に係る業務を行うものとする。

3 市町村及び病院等は、法第4条により、法第3条の「広範な情報の収集により、がんの罹患、診療、転帰等の状況ができる限り正確に把握されるものでなければならない」という理念の実現を図るため、県等と相互に連携を図りながら協力するものとする。

4 新潟県医師会は、全国がん登録の円滑な推進を図るため、県等と相互に連携を図りながら、医療機関に対する周知及び協力要請等を行うものとする。

5 新潟県健康づくり財団は、オンラインシステム未対応の病院等に対して電子届出票の作成支援及び回収を行い、がん登録室に搬入する。

6 窓口組織は、情報の保護等について「全国がん登録における個人情報保護のた

めの安全管理措置マニュアル」(厚生労働省通知別添。以下「安全管理措置マニュアル」という。)に基づき、業務を行うものとする。

7 知事は、情報の提供の申出について、本要領別添「全国がん登録に係る新潟県がん情報の提供に関する利用規約」(以下「利用規約」という。)に基づき業務を行うものとする。

8 知事は、提供依頼申出者の申出の円滑化及び審議会による提供の審議の透明性等を確保する観点から、策定した事務処理要領等を、インターネット等を通じて対外的に明らかにするとともに、定義情報等の整備に取り組むものとする。

第4 情報及び定義情報等の保管、整備

窓口組織は、情報の提供を行うために、電子化された情報を定義情報等とともに適正に保管するものとする。また、窓口組織は、提供依頼申出者からの情報の提供に関する事前相談対応やその事務等に資するため、定義情報等の整備を行うとともに、情報及び定義情報等の存在の有無・所在とその保管状況を把握し、情報の管理リスト(様式第1号)の作成を行う。なお、提供依頼申出者が最新の情報に基づいて事前相談ができるよう、当該リストの更新は事前相談や申出受理等の都度行うものとする。

第5 事前相談への対応

窓口組織は、情報の提供について、提供依頼申出者から連絡・相談等があった場合は、法の趣旨や提供を申し出ることができる者、審議会による審査の要否及び審査の方向性、利用の制限(秘密保持義務、利用期間、提供可能な情報)、安全管理義務等並びに手続等における不明な点について、当該提供依頼申出者に対して説明を行うよう努めるものとする。

また、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についても可能な限り事前に相談を行うとともに、手続等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行うものとする。

国際共同研究等、国外に在る者が情報を利用する可能性がある場合には、「第17利用者に国外に在る者を含む場合の情報提供について」を参照の上対応する。

第6 提供依頼申出者からの申出文書の受付

1 提供依頼申出者

提供を申し出ることができる者は、以下の(1)～(5)に該当する者である。

- (1) 法第18条第1項各号に規定される者
- (2) 法第19条第1項各号に規定される者
- (3) 法第20条に規定される者
- (4) 法第21条第8項に規定される者

(5) 法第 21 条第 9 項に規定される者

2 提供依頼申出者の別による申出文書

申出文書は、以下のとおりとする。なお、申出文書を提出する際は、様式第 2-3 号により申出文書に添付する利用者に係る誓約書を併せて提出するものとする。情報は、審議会による審査等を経て提供されるため、提供依頼申出者は、各情報について必要な時間を要することを理解したうえで、申出に係る調査研究の実施開始予定に対し十分な準備期間をとって申出を行うものとする。

(1) 法第 18 条、第 19 条、第 21 条第 8 項及び第 9 項に基づく申出の場合は、様式

第 2-1 号による申出文書を提出するものとする。

(2) 法第 20 条に基づく申出の場合は、様式第 2-2 号による申出文書を提出するものとする。

3 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係

提供依頼申出者別に、提供を申し出ることのできる情報等については、別表 1 「提供依頼申出者の別と利用目的等の関係」のとおりとする。

4 申出時に必要な添付書類

申請時に必要な添付書類は、以下のとおりとする。

(1) 様式第 3-1 号（都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究であることを証明する書類）

提供の申出に係る調査研究の目的が、「都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究（法第 18 条及び第 19 条に係る調査研究をいう。）」のための場合は、当該情報を利用して実施する調査研究が、申出を行う当該機関の活動にとって必要不可欠であることをあることを証明する書類（様式第 3-1 号）を添付するものとする。

(2) 様式第 3-2 号（同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことに係る認定の申請書）

「第 7 同意について」「2 同意代替措置が認められる場合について」(2) 及び (3) の認定を受けようとする場合は、当該申請を行うがんに係る調査研究の実施計画を添付した様式第 3-2 号を提出するものとする。

窓口組織は、提出された様式第 2-1 号及び実施計画を添付した様式第 3-2 号を厚生労働省に送付し、当該調査研究が厚生労働大臣の認定を受けた後に、当該研究への情報の提供に係る審査を審議会で行うものとする。

(3) 様式第 4-1 号（申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書）

提供依頼申出者が、(1) の目的のため、行政機関若しくは独立行政法人等から調査研究の委託を受けた者又は行政機関若しくは独立行政法人等と共同して当該調査研究を行う者（法第 18 条第 1 項第 2 号）に該当する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

ア 調査研究等の委託等に係る契約書等の写し

イ ア（契約書等の写し）のほかに、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合は、当該覚書等の写し

ウ 契約締結前である等の事情でア（委託契約書等の写し）及びイ（覚書等の写し）が添付できないときは、様式第4-1号を提出することで、委託契約書及び覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後に速やかに委託契約書及び覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合は、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。

(4) 提供の申出に係る調査研究の目的が、「がんに係る調査研究（法第21条第8項及び第9項）」に該当する場合は、以下について必要である。

ア 法人その他の団体が提供依頼申出者である場合

その代表者を提供依頼申出者とする。その際には、申出の際に提出する書類に当該法人その他の団体の名称及び住所を明らかにすること。

イ 個人が提供依頼申出者である場合

当該個人を提供依頼申出者とする。その際には、申出の際に提出する書類に当該個人の生年月日及び住所を明かにすること。複数の個人による申出の場合には、その代表者を提供依頼申出者とする。

ウ 実績を示すことが必要である場合（法第21条第8項）

提供依頼申出者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を2以上有することを証明する書類（論文・報告書等）を添付すること。

(5) 様式第4-2号（申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書：調査研究の一部委託）

提供依頼申出者が、調査研究の一部を委託する場合、以下の書類の添付が必要である。

ア 委託に係る契約書等の写し

イ ア（契約書等の写し）のほかに、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合は、当該覚書等の写し

ウ 契約締結前である等の事情でア（委託契約書等の写し）やイ（覚書等の写し）が添付できないときは、様式第4-2号を提出することで、委託契約書及び覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後に速やかに委託契約書や覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。

第7 同意について

がんに係る調査研究を行う者が、都道府県がん情報の提供を受ける場合には、生存者については、当該がん罹患した者から都道府県がん情報が提供されることに

ついて、同意を得ている必要がある（法第 21 条第 8 項第 4 号）。なお、当該情報のオプトアウトによる第三者提供は認めていない。

同意および同意代替措置については、「がんに係る調査研究を行う者が、全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を申し出る場合に必要とされる同意の取得および同意代替措置に関する疑義解釈資料の送付について」（令和 5 年 4 月 7 日事務連絡）の別紙「疑義解釈資料」も参照すること。

1 同意を取得する場合

当該がんに罹患した者から、がんに係る調査研究のために都道府県がん情報が提供されることについて、書面等の形式で適切に同意を得ていることが分かる書類を添付するものとする。ただし、小児がん患者等の代諾者からの同意の取得が必要な場合においては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）の「第 4 章第 9 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等」に準じることとし、その旨が分かる書類も添付するものとする。なお、同意書には、以下の記載が必要である。

（1）全国がん登録の説明

（2）当該調査研究のため、がん罹患した場合には、当該調査研究を行う者が、対象者の全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を受けること

2 同意代替措置が認められる場合について

申出に係る調査研究が、法の施行日（平成 28 年 1 月 1 日）前に、当該調査研究の実施計画において調査研究の対象とされる者の範囲が定められたものであり、その規模等の事情を勘案して、法の施行日後に、対象とされている者の同意を得ることが当該調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものとして次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合においては、前述の都道府県がん情報が提供されることについての同意は必要としない。

（1）施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者が 5000 人以上の場合

（2）がんに係る調査研究を行う者が、施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者と連絡を取ることが困難であることにより、同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合

（3）がんに係る調査研究を行う者が、調査研究の対象とされている者の同意を得ることが、がんに係る調査研究の結果に影響を与えることにより、調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合

提供依頼申出者は、申請を行うがんに係る調査研究において、「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」（平成 27 年 12 月厚生労働省告示第 471

号)に即した措置が講じられている場合、様式第2-1号と同時に、以下の書類を添付して提出することとする。

- ・同意代替措置が講じられていることが分かる書類
- ・(1)に該当する場合は、その旨証明する書類
- ・(2)又は(3)の認定を受けようとする場合は、実施計画及び様式第3-2号

窓口組織は、(2)及び(3)の認定を受けようとする提供依頼申出者から提供の申出を受けた場合、様式第2-1号及び実施計画を添付した様式第3-2号を厚生労働省に送付し、当該研究が厚生労働大臣の認定を受けた後に、当該研究への情報の提供に係る審査を審議会で行うものとする。

第8 申出文書の形式点検

窓口組織は、提供依頼申出者から申出文書を受領した際は、様式第2-1号別紙1又は第2-2号別紙1を用いて形式の点検を行うものとする。

第9 申出文書の審査

1 審議会による審査

形式点検により申出文書が基準を満たす場合は、審議会において様式第5-1号、第5-3号を用いて審査を行うものとする。なお、審議会の運営は、別添「新潟県がん登録審議会運営要綱」によるものとし、審議会を書面開催する場合は、様式第5-2号を用いて委員の意見を聴くものとする。

2 審議の内容

知事は、当該都道府県がん情報又は当該都道府県がん情報の特定匿名化情報の提供に該当する申出の場合は、提供の決定について、及び、当該都道府県に係る匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合は、当該匿名化及び提供の決定について、審議会の意見を聴くものとする。

3 病院等への提供に該当する申出(法第20条に基づく申出)の場合

病院等への提供に該当する申出の場合は、審議会の意見を聴くこととされていないが、窓口組織が形式の点検を行い、必要に応じて審議会に意見を聴くものとする。

4 申出文書等の記載事項に変更が生じた場合の取扱い

申出文書等の記載事項に変更が生じた場合は、変更点及び変更理由を記載した情報の提供依頼変更申出文書(様式第2-4号)及び変更後の記載事項がある様式について提出するものとする。

窓口組織は、必要に応じて審議会等に意見を聴くこととし、これらの変更について適正に管理を行う。

第 10 審査結果の通知等

1 申出を応諾した場合

知事は、当該申出に係る審議会の開催後に速やかに、がん登録室長及び提供依頼申出者に対し、様式第 6 - 1 号及び第 6 - 3 号により審査結果の通知を行うものとする。申出事項を変更し、又は、条件を付して提供を決定した場合は、その事項も併せて通知する。

2 申出を応諾しない場合

知事は、当該申出に係る審議会の開催後に速やかに、がん登録室長及び提供依頼申出者に対し、様式第 6 - 2 号及び第 6 - 4 号により審査結果の通知を行うものとする。

3 病院等への提供に該当する申出の場合

前 2 項の規定にかかわらず、申出文書を受理後、窓口組織が形式の点検を行い、不備のない場合は、知事は、様式第 6 - 5 号により提供に係る通知を行うものとする。ただし、審議会に意見を聴いた場合は、提供依頼申出者に対し、速やかに当該申出に対する審査結果の通知を行うものとする。

第 11 情報及び定義情報等の提供

窓口組織は、応諾通知書により申出された情報を提供する旨通知した後、速やかに提供依頼申出者に対し、当該情報及び当該情報の定義情報等の提供等を行うものとする。

なお、都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合は、提供依頼申出者から、都道府県がん情報との照合のため、当該がんに係る調査研究を行う者が保有する情報の提供を受けた後の照合作業についても、速やかに実施することとする。

第 12 情報の提供の手段

提供の手段は、原則、がん登録室における閲覧とする。遠方等で直接閲覧することが困難な場合は、「安全管理措置マニュアル」に従って、電子媒体や紙を移送する場合には、配達記録が残る手段を利用するものとする。なお、情報漏洩防止の観点から、電子媒体転写情報は、暗号化しパスワードを付して提供する。

また、電子媒体によって情報を受け渡しする際は、他のデータの混在や、コンピュータウイルスの感染を防ぐため電子媒体について未使用品を使用し、個人情報運搬する場合、移送中は当該個人情報に対して、常に人を付け、鞆や紙袋に入れる等、外部の人間が資料を直接見ることができないようにするものとする。さらに、全国がん登録システムのネットワーク、厚生労働大臣がそれに準ずると指定する安全が確保されたネットワークを除く、インターネット等の通信回線を通じたオンラインによる情報の提供等については行わないなど、細心の注意を払う。

なお、利用者に対し、法第 25 条から第 34 条まで及び法第 52 条から第 60 条ま

での規定により、情報の保護等に関する規定に基づく制限及び義務が課せられること、罰則が適用されることを必ず説明するものとする。

第 13 調査研究成果の公表前の確認

知事は、利用者に対して、公表予定の内容について公表前に窓口組織に報告を依頼する。窓口組織は、主に以下の点について確認し、必要に応じて審議会に意見を聴き、その成果により識別又は推定することのできるがん罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう、利用者に対して必要な指導及び助言を行うものとする。

- 1 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと
- 2 特定の個人又は病院等を識別しうる結果が含まれていないこと
- 3 特定の個人又は病院等を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること

第 14 利用期間中の対応

知事は、法第 36 条に基づき、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合は、利用者から情報の取扱いに関し報告させるものとする。

また、法第 37 条に基づき、報告において問題が解決しない場合には、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

第 15 利用期間終了後の処置の確認

利用者は、提供を受けた情報から生成されるもののうち、申出書類に添付した集計様式又は統計分析の最終結果以外のものについて、提供を受けた情報の定義情報等について、紙媒体等書面で残しているものは溶解等によって、また電子計算機等に記録が残っているものは電子媒体から速やかに消去したり、電子媒体自体を粉砕したりすること等によって、できる限り復元困難な状態にするとともに、これらの利用後の処置について、様式第 7 号により、窓口組織に報告するものとする。

また、知事は、利用期間終了後の処置についても確実に廃棄が実施されているかについて疑義が生じた場合には、利用者から情報の取扱いに関し報告させる等して確認するものとする。

さらに、報告において問題が解決しない場合には、法第 37 条に基づき、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

第 16 利用実績の報告

利用者は、当該利用期間（申出文書に記載した利用期間）の終了後に、速やかに、提供を受けた情報の利用実績について様式第7号により報告を行うものとする。

第17 不適正利用への対応

利用者は、法の規定により提供を受けた情報の管理、利用及び提供、保有、秘密保持義務等について、不適切な行為を行った場合は、法第25条から第34条まで及び法第52条から第60条までに規定される罰則が適用される。

第18 提供情報の厚生労働大臣への報告

知事は、法第42条に基づき、厚生労働大臣の求めに応じ、法第2章第3節の規定による情報の提供の施行の状況について報告を行うものとする。

第19 利用者に国外に在る者を含む場合の情報提供について

国外に在る者を含む場合とは、情報利用時に利用者が国外に在住していること若しくは利用場所又は所属する組織が国外に所在することを意味する。例えば、日本国籍であり、海外留学等による一時的な出国であった場合においても、利用時に国外に在住する場合は国外に在る者に該当する。また、利用者は国内在住者であっても、所属組織の所在が国外にある場合や治外法権を有する者は国外に在る者に該当する。なお、すべての利用者が国外に在る者の場合、情報の提供依頼申出はできない。

国内に在る者が匿名化された都道府県がん登録情報情を利用する場合(※)は、提供依頼申出者が国の行政機関等又は都道府県の行政機関等であり、適用条文が、第18条となる場合に限り、情報の範囲に応じて以下に記載する要件を満たす者は提供依頼申出者になることができる。

なお、以下に記載する要件を満たしていても、非匿名化情報(都道府県がん情報)を利用することはできない。また、第18条以外の規定による情報の提供依頼申出や、当該要件を満たさない場合においては、がん登録推進法や個人情報保護法といった国内法の国外利用者への域外適用の実効性が十分に担保できないことを考慮して、情報の提供依頼申出はできない。

(※)個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないものに限る。

1 がん登録法施行後（2016年以降）の診断症例の場合

これまで（令和7年3月31日まで）に提供実績がある研究課題（例：国際がん研究機関が主導する「5大陸のがん罹患（Cancer Incidence in Five Continents, CI5）」の場合、匿名化された都道府県がん情報であっても、国の行政機関若しくは独立行政法人が提供依頼申出者となり、厚生労働大臣へ申し出ることとする。

一方、これまでに提供実績のない研究課題の場合、提供依頼申出者は、都道府

県へ申し出ることとし、国外の利用者における情報管理等についても共同で責任を負う必要がある。国外に在る者が提供依頼申出者になることはできない。

また、国外の利用者については、以下の条件を満たす必要がある。

(1) 国外の利用者が、法第 18 条第 1 項第 2 号に該当する以下のいずれかであること。

- ・ 都道府県若しくは都道府県が設立した地方独立行政法人から都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者・都道府県若しくは都道府県が設立した地方独立行政法人と共同してがんに係る調査研究を行う者

(2) 国外の利用者の所属機関が外国政府又は日本が加盟している国際機関等の公的機関(※)であること。

(※)国外の公的機関から承認等を受けた研究を行う組織も含む。

2 がん登録法の施行前（2015 年以前）及び施行後（2016 年以降）をいずれも含む場合

従来どおり、都道府県に申し出ることとし、提供依頼申出者の条件は、上記 1 のこれまでに提供実績のない研究課題の場合と同様とする。

(※) 1 及び 2 の場合、都道府県は、利用者に国外に在る者を含む場合に情報を提供する場合、国立がん研究センターに相談すること。また、事務連絡「全国がん登録情報・都道府県がん情報の国外提供に係る対応について」（令和 5 年 6 月 26 日）に基づき、該当する情報提供の審議完了後 2 か月以内を目途に様式例第 8 号を用いて報告すること。

第 20 その他

本要領に定めるもののほか、情報の提供事務に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

本要領は、平成 31 年 3 月 22 日から施行する。

本要領の施行に伴い、「新潟県がん登録事業の手引」（平成 20 年 12 月）を廃止する。

附 則

本要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係

提供依頼申出者	利用目的	利用情報	主な適用条文
<p>○国立がん研究センターを含む、国の他の行政機関及び独立行政法人</p> <p>○国の行政機関若しくは独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者</p> <p>○上記に準ずる者として省令第19条で定める者</p>	<p>がんに係る調査研究のため</p>	<p>都道府県がん情報又は匿名化が行われた都道府県がん情報</p>	<p>第21条第8項及び第9項</p>
<p>○当該都道府県が設立した地方独立行政法人</p> <p>○当該都道府県若しくは上記地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者</p> <p>○上記に準ずる者として当該都道府県知事が定める者</p>	<p>当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため</p>	<p>都道府県がん情報</p>	<p>第18条</p>
	<p>上記以外（がんに係る調査研究のため）</p>	<p>都道府県がん情報又は匿名化が行われた都道府県がん情報</p>	<p>第21条第8項及び第9項</p>
<p>○市町村の長</p> <p>○当該市町村が設立した地方独立行政法人</p> <p>○当該市町村又は地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者</p> <p>○上記に準ずる者として当該市町村の長が定める者</p>	<p>当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため</p>	<p>都道府県がん情報</p>	<p>第19条</p>
	<p>上記以外（がんに係る調査研究のため）</p>	<p>都道府県がん情報又は匿名化が行われた都道府県がん情報</p>	<p>第21条第8項及び第9項</p>
<p>○がんに係る調査研究を行う者</p>	<p>がんに係る調査研究を行うため</p>	<p>都道府県がん情報又は匿名化が行われた都道府県がん情報</p>	<p>第21条第8項及び第9項</p>
<p>○病院等の管理者</p>	<p>当該病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため</p>	<p>当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報</p>	<p>第20条</p>

※ 全国がん登録情報又は2県以上の都道府県がん情報の提供については、提供マニュアル「第8 提供依頼申出者からの申出文書の受付」のとおり申し出るものとする。